

過労死拡大、8時間労働制の破壊 労働法制一括改悪案阻止へ全力を挙げよう!

秋の臨時国会で成立を許してはならない!

9月8日、政府は労働政策審議会労働条件分科会へ、労働基準法などの改悪案要綱を提示し、早急なとりまとめを要求した。8月30日、唐突に開かれた労働政策審議会労働条件分科会は9月4日、9月8日と連続して開催された。2週間に3回開催というかつてなく急ピッチに法案作りを急いでいる。次回9月15日(金)にも意見をとりまとめて建議することが予想されています。

すでに何度も指摘してきたところであるが、安倍「働き方改革」の柱となっている長時間労働について、時間外労働を月45時間、年間360時間に上限規制し、違反には刑事罰を課するというものであるが、財界の意を受けて月100時間未満までの特例を認めるというものである。即ち、時間外労働を実質月100時間未満まで認めるというものである。時間外労働が月100時間に及んでいる場合とは、労災として認定されうる基準であることは誰でも知っているのである。これでは長時間労働を規制する意味は全くないのである。そればかりか、労基法に明記されることによって、かえってこの最大最高時間を当然とする企業が拡大し、過労死が更に拡大する事は必至である。とうてい許されないことであり、生活時間、休息時間をしっかりと確保するために労働者の長い闘いによって築かれた8時間労働制を破壊するものである。

更に高度プロフェッショナル制の導入と、裁量労働制の対象業務拡大が同時に認められようとしていることである。高プロ制は1075万円以上の高額所得者を対象に時間外労働に対して残業代を払わなくても良いとするホワイトカラーエグゼンプションであり、財界は400万円までの労働者に拡大してほしいと主張してはばからないのである。また、裁量労働制を営業職にも拡大する事が認められようとしている。財界はこの裁量労働制の対象業務拡大に大きな期待を寄せており、これらの一連の法改悪によって過労死や脳・心疾患を罹患する労働者が急速に拡大することは容易に想像できるのである。過労死家族会からも厳

しい批判が行われている。

そして「同一労働同一賃金」とキャッチコピーを掲げて労契法20条を削除しパート法内に移動させるという。20条が求めてきた「有期雇用を理由とした労働条件の差別は許されない」という理念を、同一労働を比較する対象労働者の要件を厳しくて空洞化を図り、差別はやむをえないものとするばかりか、全体的な低賃金構造に平準化しようという意図も見て取れるのである。

十把一絡げの一括法案、拙速審議を許すな

政府は臨時国会で強引に成立させようとする労働法制の改悪は、労働基準法のみならず、パート法、労契法、派遣法、雇用対策法や労働安全衛生法など8つの法律を関連法案として一括法案にまとめて審議しようとしている。一つ一つが労働者にとって極めて重要な法律を慎重に審議するのではなく、十把一絡げにして行うという、無謀なものである。

戦争法(安保関連法)では11の法律を一括法案として審議し、詳細な議論を行うことなく強行採決した手口を労働法制でも行おうとしている。決して許されることではない。安倍政権の「働き方改革」の意図が世界で一番企業が活躍しやすい国へ作り替えるための労働者働かせ方改悪であることが益々明確になっている。安倍首相は口先で労働者の歓心をかい、法案に反対すればあたかも労組は労働者の敵であるような印象操作によって対立を煽ろうともしている。非正規労働者の真に均等待遇を実現し、労働者を長時間労働の無間地獄に陥れようとする暴挙を許してはならない。全力を挙げて闘いを作ろう!

<労働法制改悪に反対する当面の闘い>

◎9月14日(木) 10:30~12:00 参議院会館 B107会議室
「働き方改革」一括法案を切る! 緊急院内学習会 主催:労働弁護団

◎9月15日(金) 12:15~13:00 中央労働委員会会館
労政審・労働条件分科会 抗議行動 主催:雇用共同アクション

◎10月25日(水) 18:30~ 日比谷野外音楽堂 デモあり
労働法制改悪反対! 労働者・市民決起集会 主催:労働弁護団他実行委

<その他>

9月14日(木) 15:00 東京地裁
郵政ユニオン20条裁判判決

9月14日(木) 18:30 田端台公園(JR「西日暮里」駅)
怒りのフジビ闘争 9・14決起集会デモ